

特別区制度懇談会（2013年12月3日）

第30次地方制度調査会答申における都区制度の扱いについて

伊藤 正次（首都大学東京）

1. 都と特別区に対する国の態度

○一般的な前提として、「東京富裕論」はなお根強い

- ・行政サービスの水準（子どもの医療費助成等）
- ・職員給与削減要請拒否

○都区制度改革について、従来は都側と特別区側が合意した事項について制度改革の必要があれば対応するという態度

→やや変わりつつある？

2. 地制調における都と特別区

○東京都の態度

- ・基本的には現状維持志向
- ・特別区が権限移譲を求めるのならば区域の再編も視野に入れるとの立場

○特別区の態度

- ・児童相談所移管論の強調
- ・区域再編は忌避、23区が一致して権限移譲を受けることを前提

→都区のあり方検討等で都から特別区に移管することが検討されている事務が多々あるにもかかわらず、児童相談所の移管がことさらに強調されたことへの違和感

3. 地制調答申の内容

○都から特別区への権限移譲

- ・23区横並びでの権限移譲は排除

「都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつ

つ、移譲を検討すべきである」（下線は引用者による。以下同じ。）

○条例による事務処理特例制度の活用

「特別区の規模が多様であることから、一定の事務の移譲は法令で行うが、その他についてはそれぞれの事務に必要な規模・能力を踏まえて移譲を進めることとし、その際には、都とそれぞれの特別区の協議により、条例による事務処理特例制度を活用する方向で検討すべきである」

○特別区の区域の再編を否定したわけではない

○指定都市と都道府県の場合と同様、都と特別区の協議が調わない場合の新たな裁定制度の導入に関する検討を提言

○人口の多い特別区について、住民自治の拡充方策の検討を要請（cf. 中核市・特例市）

4. 地制調答申のポイント

○特別区の区域の再編は否定しないものの、権限移譲の要件とはしない

○他方、特別区側の 23 区横並び志向は明確に否定

○できるところに条例による事務処理特例制度等を活用して権限移譲

○移譲先として、23 区全体の連合組織を必ずしも想定せず、数区単位での対応も想定
→都にとっても特別区にとっても嫌な内容？

○特別区側はどう受け止めるか

- ・横並び志向／思考から脱却できるか
- ・各区独自の取り組みで区民に相對することは可能か

○大阪における「特別区」設置構想の影響

- ・東京の特別区とは権限・財源の面で異なる「特別区」が誕生する可能性

→都の特別区への反射的効果